

## 法哲学からみる法における対立の様相 — ルールの適用を左右する原理

▶▶▶ 同志社大学 教授 浅野有紀

### ■はじめに

法とは何かと問われたら、読者の方ならどう答えるだろうか。さまざまな答えがあるだろうが、今この問いについて、「**法とは社会における取り決めである**」と考えてみるとしよう。人々が共同で何かをしようとするときには、それぞれが自分で勝手に行動したのではうまくいかず、何らかの「**取り決め**」が必要である。この「**取り決め**」は「**ルール**」ともいわれる。われわれは、言語的コミュニケーションをするとき、文法や定まった名前などの言葉のルールを用い、ゲームやスポーツをするときにも、将棋のルール、サッカーのルールなどを用いる。同じように社会的共同のためにはさまざまなルールが必要であり、法もその一部である。そしてこのような、ルールとしての法は、言葉のルールやゲームのルールとは区別されたものとして、例えば六法典にみられるような形で公に体系化されている。そこで次のようにいうこととしよう。「**法とはルールの体系である**」と。この、一見、何の変哲もない法の定義から、話を始めよう。

### ■赤信号で渡ってはいけないか

ところで、読者にさらに質問をしたい。この質問は私が大学での授業でも学生にたずねてみるものである。

「これまでに、信号が赤のときに横断歩道を渡ったことが一度もない人は手をあげてください」。

繁華街の短い横断歩道で、信号が赤でも人々がぞろぞろと渡り続けているとき。夜遅くに車の往来もとだえた道で向かいのコンビニエンス・ストアに行こうと赤信号の横断歩道の前に立ったとき。そのようなときでも、これまで一度も信号無視をしたことのない人はいるだろうか。私のこれまでの経験では、いない。

ところで、「赤信号では渡ってはいけない」と

いうのは誰もが知っているルールであり、しかもれっきとした法的ルールである。道路交通法第7条には「道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない」と定められている。しかも、これには罰則も付されている。信号無視は処罰にも値する法的ルール違反なのである。

では、別の法的ルールについて考えてみよう。例えば、法には、「正当な理由がないのに、人の住居に侵入してはならない」というルールもある。人々の共同生活においては、私生活の平穏や所有権の保護のため、勝手に他人の家に立ち入ってはならないというルールがあるべきだろうし、実際にこれは、刑法第130条で住居侵入罪として定められている。では、このルールを破って、勝手に他人の家に忍び込んだり、押し入ったりしたことのある読者はいるだろうか。私のこれまでの経験からすると、このような人にほとんど会ったことがない。

「信号は守らなければならない」という法的ルールと、「人の家に勝手に侵入してはならない」という法的ルールを比較してみた。この比較から明らかになることは、同じ「法的ルール」であっても、誰もが破ったことのある、破られやすいルールと、ほとんどの人が忠実に守り続けている破られにくいルールがあるということである。どのルールでも、同じような確率で破られたり守られたりするのではない。人々の間で、一致して、破られやすいルールとそうではないルールが存在しているのである。このことは何を意味していると考えられるだろうか。それは、**法が人々の行為を導く力をもつとすると、この法の力は、「ルールである」ということだけでは説明できない**、ということである。もし、ルールであるから従わなければならないとすると、どのルールでも同じように従わなければならないはずである。しかし、われわれ

は一様に、あるルールはよく守り、あるルールは守らない。これは、法のうちには、「ルールである」こと以外の何かがあると考えざるをえないことを示している。つまり、ルールを自らに適用するかしないかに関する、ある程度人々に共通した別の基準が存在していることを示しているのである。

## ■ルールと原理

それでは、法的ルールである「信号を守れ」をわれわれがいともたやすく破るのはなぜか。

「おまわりさんがいないから」。これは、おまわりさんがいなければつねに信号無視するわけではないので、付随的条件にすぎない。「早く向こう側に渡りたいから」。これは、ルールは自由を制限するものであること、したがって、ルールが必要な理由と、人々がルールを破る理由をともに一般的に説明するものである。そして、「渡っても危ない場合だから」。信号を守るというルールの目的は、交通社会における安全であるが、混雑した道路で車が進まずぶつかる危険がないときや、夜の住宅地で車がまったく走っていないときには、信号を無視してもこの目的を害することがない。

では、逆に、なぜ「勝手に他人の住居に入っではいけない」というルールを破ることはないのか。このルールに関しては、信号無視の場合と異なり、「ルールを守ることによって得られる利益である私

生活の平穏や所有権の保護が、ルールを破っても害されない場合」を想像することが難しい。そして、例えば家の中で悲鳴が聞こえたなどの場合には、家人の生命や身体への危害が生じる危険があるという別の理由から、侵入は「正当な理由」を備えたものとなり、このルールは適用されなくなる。

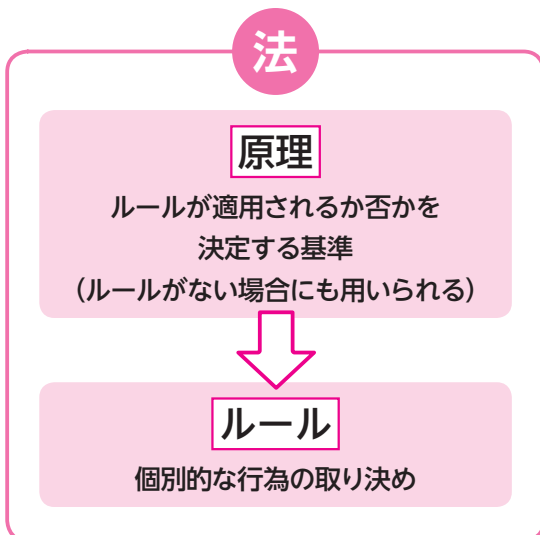
このように、われわれが自らルールを適用する際には、自由や交通安全や生命・身体の価値などの基準（＝これはルール以外の何かである）を、それとは意識することなく考慮している。法哲学においては、このルール以外の基準を原理とよんでいる。原理には、上述の、交通安全のような法目的や自由や生命・身体の安全、その他平等や憲法上保障されている諸権利が含まれると考えられている。このような考え方からは、**法はルールと原理によって構成されている**とされる。

## ■原理はルールとはどう異なるのか

法はルールと原理によって構成されており、ルールの適用は原理によって、ときにはくつがえされうる。「信号を守れ」というルールは「交通の安全」という原理に支えられており、ルール違反がこの原理の実現をほぼ阻害しない場合には、抑えられていた「自由」の原理が復活し、われわれは自身をとくに法秩序の破壊者とみなすことのないまま、ルール違反を執行する。しかし、住居侵入などの場合のように、ルール違反がほぼ「私生活の平穏」という原理の実現をそこなう場合には、生命・身体の安全などのほかのより重要な原理により違反が正当化されない限り、ルールの拘束力は強い。

だが、ここで一つの疑問が生じる。原理とルールはどう違うのだろうか。例えば、「信号を守れ」というルールは、実際は「交通安全の害されない限り信号を守れ」というルールなのではないか。

しかし、**ルールの価値はその一義性、明確性にある**。赤信号ならばとまるという、誰にでもわかる明確さは、交通安全の害されない限りというあいまいな限定によって失われ、恣意的な判断のもととなり、ルール設定のそもそもの意義を否定し



かねない。また、それならばと例外を明確にするために、交通安全の害されない場合を、繁華街での状況、夜の道路の状況、昼間でも交通の少ない田園地帯などで生じる状況…とすべて規定することも不可能である。

さらに、ルールと原理の性質が異なることは、これらが矛盾・対立する場合に明らかになると考えられている。

読者は先ほどの道路交通法第7条に、実は「信号を守れ」以外のルールが含まれていたことに気づかれたであろうか。それは「歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない」と書かれていた。つまり「信号の表示」だけではなく、「警察官の手信号」にも従わなければならないのである。それでは、もし、信号機は赤を示しているのに、その下でおまわりさんが手信号で「進め、進め」と指示していたら、どうすればよいか。とまればよいのか、進めばよいのか。矛盾をきたす二つのルールは使い物にならず、どちらかが否定されなければならない。だから、道路交通法第6条1項は次のように定めている。「警察官等は、(中略)信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる」。つまり、信号機と警察官の手信号が異なる場合には、後者が優先すると定めてある。このように**ルールが対立する場合は、優先順位がつけられるか、原則と例外の形でこれが解決されていなければならない**。もし、このような解決がなされておらず、例えば「婚姻の届け出には2人の証人が必要である」というルールと「婚姻の届け出には3人の証人が必要である」というルールがあったとしたら、どちらかが無効か廃止されなければ、ルールとして機能しないのである。

これに対して、原理の対立はどうか。先に述べたように、原理は法目的や憲法上の権利を含む。そこで、ここでは権利の対立を例にとって原理の対立の様相を考えてみよう。小説家が、実在の人物をモデルとした小説を書いた。小説家は、この人物の生き方に感動を覚え、またこの人物をとり

まく状況に社会的な問題意識をかき立てられた。しかし、モデルとなった人物は、自分の知られにくい過去や心の悩みが、虚実織り混ぜて描かれていることに言い知れぬ衝撃を感じ、出版の差止と損害賠償を訴えた。この事例では、小説家の表現の自由と、モデルとなった人物のプライバシーの権利が矛盾、対立している。それでは、これは一方が原則で他方が例外として優先順位をつけることができるか、あるいは、どちらかは廃止されるべき権利となるだろうか。**権利の対立の場合は、このような解決方法は決してとられない。これらは矛盾・対立しながらも、どちらも重要なものとして存在し続け、事案ごとにどちらが優先されるかが決定される**。モデルとなった人物が公人であるか純然たる私人であるか、公共の利益にかかわるような問題を含むか否か、フィクションと事実の区別に配慮されているか、などの考慮要素にしたがって、ある事案では表現の自由がプライバシーの権利にまさるとされ、ほかの事案では逆の判断がなされることになるのである。

### ■何が学ばれるべきか

それでは、このような、法における原理とルールの区別から何が学ばれるべきであろうか。三つの点をあげておきたい。第一に、共同生活における複雑な利害関係の調整において、一義的で明確なルールを決めておくことの必要性やそれが果たす役割は大きいということである。第二に、他方で、ルールだけでは適切な解決ははかれない、ということである。つまり、ルールによって実現されるべき諸原理をルールにすべて書きかえることはできない。第三に、**諸原理がたがいに矛盾しつつ併存すると理解されることから、社会における利害や価値観の対立は避けて通れないもので、このような場合には簡単に得られる正解はなく、個々の事例において、対立する諸価値の最適バランスをはかる方法を考えぬかねばならない**。そしてそれは法の専門家のみならず、法を用いて行動を決定するわれわれひとりひとりの責任でもあるということである。

## ルールと原理の働き方について考えてみよう 練習問題



- Q1** 高校でクラス対抗の合唱コンクールを行うことになり、審査委員会で審査基準について話し合った。Aは「審査項目を選曲、伴奏、声量、ハーモニーのよさ、リズムや音程の正確さに分けて、各審査委員が5段階で評価し点数化し、その総計で優勝、準優勝を決めよう」と言った。Bは「そんな細かい項目よりも、ひたむきさとか、みんなが心を合わせて歌ったとかそういうことが大事で、要はどれだけ感動を与えたかにつきると思う。だから、審査委員全員でいちばん感動したと思うクラスを投票して優勝を決めて、その後に残りのクラスのなかでまた、いちばん感動したと思うクラスを投票して準優勝を決めよう」と言った。あなたはAとBのどちらの意見に賛成するか。
- Q2** あなたは休日に家族と、初めて行く郊外の広い公園に自家用車で出かけた。あなたの家族には足が悪い人がいるので、車いすを積んだ。また、最近自転車にのる練習をしている5歳の妹のために子ども用の自転車を積んだ。また、リモート・コントロールで動く手のひらサイズのラジコン・カーも持っていった。しかし、公園の入り口には「公園内では車禁止」という札が立っていた。車いすの家族、自転車を押した妹、ラジコン・カーを持っているあなたは公園内にはいれるか。
- Q3** 諸原理が対立する例を、ほかにも考えてみよう。

### 練習問題 解説

**Q1** この問題は、何かを決めるときに用いられる規則的な思考と原理的な思考の功罪を考えてみる問題である。Aの提唱する規則的な決定方法は、各委員にとってはある意味では採点がしやすく、5段階評価での合計により優勝、準優勝の順位が決まることは客観的にも公平な印象を与えやすいかもしれない。しかし、Bが指摘するように、この方法では、選曲も平凡で声も完全にはそろっていなかったにもかかわらず、ある瞬間にクラスの心が一体化して、会場がゆれるようなインパクトを与えたという、ルール化できないような感動を拾い上げることができない可能性がある。また、Aによってルール化された項目がいずれも適切なものか、ほかに必要な項目はないか、がつねに論争的になる。さらに、Bの提唱するのは原理的な決定方法であるが、この方法では、自分の思い入れのあるクラスへの評価が知らず知らずのうちに高くなってしまのおそれもある。

**Q2** この問題は、ルールの適用方法について考えてみる問題である。ルールだけでは決定が難しい例でもある。「車」を車輪のついているものと字義通りに考えるならば、車いすも自転車もラジコン・カーもすべて公園内にはいれないであろう。しかし、多くの人はそう考えないのではないだろうか。

もしはいれるとすると、どの「車」が一番可能性が高いだろうか。車の禁止の目的や多くの市民の公園利用の観点から考えてみよう。

**Q3** さまざまな例や視点が考えられる。

観光地などにおける景観保護では、その地区の観光収益や伝統という集団的な利益と、個人の所有権や自由が対立しているとみることができる。

また、経営不振におちいった経営者は思いきってリストラを行いたい、労働者は生活がかかっている。このとき企業の営業の自由と労働者のむやみに解雇されない権利が対立しているとみることができる。かつては企業は自由に解雇できると考えられ、労働者は保護されなかった。社会の意識の変化につれて、原理と認められるものが変わることもあわせて考えてみたい。

自由と平等が対立する原理であることもよく知られている。例えば、教育をまったく国家が関与せずに私学にのみゆだねたとすれば、学校に行くも行かないも自由、その教育内容も自由であろう。そうすれば、学校でのいじめ問題は減少するかもしれない。他方、義務教育は平等のために存在している。とはいえ、民族差別や性差別や宗教差別からの解放は自由をもたらすという両者の相互関係も忘れられるべきではない。